5　（略）

6　資源管理指導官は、命を受けて、水産資源の管理に関する専門の事項についての企画及び指導に関する事務を行う。

7・8　（略）

9　漁業復興推進官は、管理調整課の所掌事務に係る東日本大震災による被害を受けた地域の漁業の復興のための施策の実施の推進に関する事項についての指導及び連絡調整に関する事務を行う。

10・11　（略）

（削る）

（削る）

12・13　（略）

（削る）

（捕鯨室、かつお・まぐろ漁業室及び海外漁業協力室並びに漁業交渉官、国際専門官、国際訟務官、捕鯨情報企画官、かつお・まぐろ漁業企画官、海外まぐろ・かじき情報調整官及びまぐろ資源検査官）

第五百三十八条　国際課に、捕鯨室、かつお・まぐろ漁業室及び海外漁業協力室並びに漁業交渉官二人、国際専門官四人、国際訟務官一人、捕鯨情報企画官一人、かつお・まぐろ漁業企画官一人、海外まぐろ・かじき情報調整官一人及びまぐろ資源検査官五人を置く。

2・3　（略）

4　かつお・まぐろ漁業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　かつお・まぐろ漁業に関する国際協定に関すること。

二　かつお・まぐろ漁業の指導及び監督に関すること。

5　かつお・まぐろ漁業室に、室長を置く。

6～11　（略）

12　かつお・まぐろ漁業企画官は、かつお・まぐろ漁業に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

13　海外まぐろ・かじき情報調整官は、輸入されるまぐろ及びかじきに関する情報の収集及び分析並びに連絡調整に関する事務を行う。

14　まぐろ資源検査官は、命を受けて、漁港に駐在して、まぐろ資源に関する検査に関する事務並びにかつお・まぐろ漁業に関する調査及びかつお・まぐろ漁業の監督に関する専門技術上の事項についての指導に関する事務を行う。

（漁業監督指導官、首席漁業監督指導官、次席漁業監督指導官、情報分析管理官、外国漁船取締企画官及び外国漁船検査官）

第五百三十九条　漁業取締課に、漁業監督指導官三十三人、首席漁業監督指導官一人、次席漁業監督指導官三人、情報分析管理官一人、外国漁船取締企画官二人及び外国漁船検査官一人を置く。

3　（略）

（新設）

4・5　（略）

6　漁業復興推進官は、漁業調整課の所掌事務に係る東日本大震災による被害を受けた地域の漁業の復興のための施策の実施の推進に関する事項についての指導及び連絡調整に関する事務を行う。

7・8　（略）

9　かつお・まぐろ漁業企画官は、かつお・まぐろ漁業に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

10　海外まぐろ・かじき情報調整官は、輸入されるまぐろ及びかじきに関する情報の収集及び分析並びに連絡調整に関する事務を行う。

11　まぐろ資源検査官は、命を受けて、漁港に駐在して、まぐろ資源に関する検査に関する事務並びにかつお・まぐろ漁業に関する調査及びかつお・まぐろ漁業の監督に関する専門技術上の事項についての指導に関する事務を行う。

12・13　（略）

第五百三十八条　削除

（捕鯨室及び海外漁業協力室並びに漁業交渉官、国際専門官、国際訟務官及び捕鯨情報企画官）

第五百三十九条　国際課に、捕鯨室及び海外漁業協力室並びに漁業交渉官二人、国際専門官四人、国際訟務官一人及び捕鯨情報企画官一人を置く。

2・3　（略）

（新設）

（新設）

4～9　（略）

（新設）

（新設）

（新設）